

議案第56号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 6年12月 3日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が施行されることに伴い、関係条例を整理する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(みやき町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 みやき町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年みやき町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

(みやき町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 みやき町職員の給与に関する条例（平成17年みやき町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第23条第4号並びに第24条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(みやき町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 みやき町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年みやき町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条第4号並びに第14条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(みやき町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 みやき町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年みやき町条例第135号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

(みやき町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 みやき町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年みやき町条例第137号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(みやき町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

第6条 みやき町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（令和2年みやき町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第26条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(みやき町個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 みやき町個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年みやき町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(みやき町個人情報保護審査会条例の一部改正)

第8条 みやき町個人情報保護審査会条例（令和5年みやき町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

みやき町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正に係る新旧対照表（第1条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>(失職の特例)</p> <p>第7条 任命権者は、公務執行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により<u>禁錮（こ）</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わせないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の特例)</p> <p>第7条 任命権者は、公務執行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わせないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>

みやき町職員の給与に関する条例の一部改正に係る新旧対照表（第2条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第24条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>	<p>第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第24条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

みやき町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に係る新旧対照表（第3条関係）

改 正 前	改 正 後
第13条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条の規定にか	第13条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条の規定にか

改正前	改正後
<p>かわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第14条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係</p>	<p>かわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第14条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係</p>

改 正 前	改 正 後
<p>る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

みやき町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正に係る新旧対照表 (第4条関係)

改 正 前	改 正 後
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u> (こ) 以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

みやき町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に係る新旧対照表 (第5条関係)

改 正 前	改 正 後
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p>

改正前	改正後
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)

みやき町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正に係る新旧対照表（第6条関係）

改正前	改正後
<p>(許可の基準)</p> <p>第9条 町長は、特定事業許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、特定事業許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>エ～チ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第9条 町長は、特定事業許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、特定事業許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>エ～チ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

みやき町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正に係る新旧対照表（第7条関係）

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(みやき町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(みやき町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p>

改正前	改正後
<p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第1項第5号に規定する個人情報ファイルで電子計算機を用いて検索することができるもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第1項第5号に規定する個人情報ファイルで電子計算機を用いて検索することができるもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6 (略)</p>

みやき町個人情報保護審査会条例の一部改正に係る新旧対照表（第8条関係）

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第14条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第14条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>